

第68回

滋賀県国土利用計画審議会

議 事 録

平成28年（2016年）9月12日（月）

午後1時30分～3時30分

滋賀県庁3階中会議室

第68回滋賀県国土利用計画審議会議事録

1 日 時

平成28年(2016年)9月12日(月)午後1時30分～3時30分

2 場 所

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁3階中会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略)

浅見 佳世	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 客員教授	自然
恩地 典雄	京都精華大学人文学部 教授	交通問題
佐伯 祐二	同志社大学大学院司法研究科 教授	法律
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター 教授	水問題
田中 勝	不動産鑑定士	土地問題
谷畑 英吾	滋賀県市長会 相談役	地方行政
丹羽 崇	公募委員	公募委員
花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	労働
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂 准教授	林業
安田 智枝美	滋賀県商工会女性部連合会 前副会長	商工業

4 会議次第

(1) 開 会

挨拶(山崎県民活動生活課長)

(2) 議 題

- ・滋賀県土地利用基本計画の変更について
- ・滋賀県国土利用計画の改定について

(3) 閉会

第 68 回国土利用計画審議会議事録

1 開会

挨拶（山崎県民生活課長）

2 議題

(1) 滋賀県土地利用基本計画の変更について

○恩地議長

それでは、議事に入りたいと思う。まず議題(1)滋賀県土地利用基本計画の変更についてですが、8月30日付で滋賀県知事から当審議会に諮問されている。これについて事務局から説明願いたい。

(資料1-1～1-5により事務局説明)

○恩地議長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問等いかがか。

○田中委員

資料1-2の3ページの、農用地とその他とあるが、その他は新幹線用地のことか。

○事務局

新幹線の敷地も含めて、農業地域が現状8haある。農業地域の中に農用地が7haあるということである。

○恩地議長

よろしいか。他に御意見なければ、これで審議を終わらせていただきたいと思う。

それでは、お諮りしたいと思う。説明があった、滋賀県土地利用基本計画の変更につきまして、これは適当と認める旨を答申するということでよろしいか。

○過半数以上の委員

異議なし。

○恩地議長

それでは、滋賀県土地利用基本計画の変更についての諮問につきましては、原案を適当と認める旨を知事に答申したいと思う。

答申の文案につきましては、特に修正もなかったと思いますので、いまの案の方向でいきたい。

(2) 滋賀県国土利用計画の改定について

○恩地議長

続いて議題(2)の滋賀県国土利用計画の改定について事務局から説明願う。

(資料2-1. 2-2. 3-1~3-3により事務局説明)

○恩地議長

それでは、質疑応答に移りたいと思うが、スケジュールについては、今説明があったところ。これまで数回にわたって審議して積み上げてきた議論なので、根本的にひっくり返すというような御意見は、いまの段階ではもうないと思う。前回の審議会についての対応の内容、それから、国、市町からの意見についての対応の内容について、微修正であれば、会長一任でやらせていただきたいと思うし、異論が分かれるような修正がもしあるとすれば、またメール等で御確認いただいてまとめていくというような感じになるかと思う。そういった前提で進めさせていただいてよろしいか。

そういったことを踏まえて質疑応答に移りたいと思う。御意見等いかがか。

○谷畑委員

だいぶ分かりやすく整理していただいたと思う。国、市町、関係機関の意見もだいぶ取り入れていただいているので、これであまり大きな異論は出てこないのではないかなと思う。

ただ、その中で、先ほども会長がおっしゃいましたように、内容的に少し修文とか、そういったところで少しお伺いしたいところがある。

資料2-2の3ページですが、一番下に「全ての人に配慮した県土利用」というパラグラフがある。ここで、高齢者、障害者まではいいのですが、あと、妊産婦のうち、妊婦さんは町の中を移動されますけれども、産婦までこの国土利用計画に必要なと思う。

また、難病患者については、平成25年施行の「障害者総合支援法」で、難病患者が障害者に含まれたものを、わざわざ難病患者と出して特出しをする必要があるのかどうか。病弱者という定義が必要なのかどうか。

これは国の計画からそのまま引用してあるのであれば、そのままでも構わないと思うが、もし修文が必要であれば、していただけたらと思う。

○事務局

文言については、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」から引用しているところもありますけれども、文言については、ご意見を受けまして、調整させていただけたらと思っております。

○谷畑委員

同じ文言は、9ページにもありますので、お願いしたい。

○恩地議長

では、この辺については、整理してみるということによろしいか。

○恩地議長

はい。では、今日は1個ずつやってみましょう。

○谷畑委員

資料2-2の4ページで、14行目と15行目にかけて、一文の中に「気候変動による」が2回出ていますので、後ろの「気候変動による」は取った方がきれいなのではないかと思う。

○恩地議長

重なっているということである。

○谷畑委員

資料2-2の6ページですが、新たに入りました「社会資本の老朽化」が30行目からあるが、その維持管理や更新問題が顕著になっていることだけになっていますが、上のパラグラフの方では、「国土強靱化の取組を進めていくことが必要である」というふうに方向性が少し見えているので、「顕著になっており、計画的な総合管理が必要である」というような感じで、この文末を収めたらいいのではないかと思う。

○恩地議長

もうちょっと踏み込んだ表現にしましょうということか。

○谷畑委員

はい。

○恩地議長

ほかの委員の方も、何かあれば、おっしゃっていただければと思う。

○谷畑委員

次に資料 2-2 の 7 ページだが、真ん中辺の 15 行目からの段落で、「関西広域連合において、広域防災、広域環境保全などの分野で取り組みが進められている」とあるが、その次については、「本県は中部圏や北陸圏に隣接しており」とあり、日本まんなか共和国の取り組みがあると思うので、そちらの方の紹介をしておかれたらいかかなと思う。防災環境対策、観光振興などしているのです。

○恩地議長

ほかの委員の方も、もし異議があれば、その都度おっしゃってください。

○谷畑委員

表現の話だが、資料 2-2 の 11 ページの 16 行目に「災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限」とある。これが 34 ページの 20 行目で「適正に行うこととする」、30 行目でも「適正な土地利用を図る」とある。この「適切」と「適正」の使い分けはどうなっているのかというところをちょっと知りたかったので、教えていただけたらと思う。

○事務局

土地利用の制限を加えるものについては、加え過ぎても駄目だということもありますので「適切」、今後皆さんが土地利用を行っていくものについては、「適正」という表現を使わせていただいています。

○恩地議長

よろしいですか。

○谷畑委員

結構。次に資料 2-2 の 21 ページですが、前回も議論になったところではあるが、市街化区域内農地について、このまま文章を残すのであれば、良好な都市環境の形成は、災害時の防災空間の確保の観点に配慮するだけにしか見えませんので、「観点にも配慮した」とされた方が、広がりが出るのではないかと思う。

○恩地議長

他のことを含めた表現にするという御意見である。

○谷畑委員

次に資料 2-2 の 22 ページですが、湖東湖北地域で、この網掛けが入っています 17 行目

から 19 行目までのところで、米原市さんから、住宅地ももう少し入れてほしいというような御意見になっているが、ここでは低・未利用地の有効利用をしなさいとなっている。これは、米原市さんとの調整は、大丈夫か。おそらく米原市は、新たにこれを開発したいという意味合いで書き込んでいると思うが、この本文の修正では、低・未利用地の有効利用だけですよという感じになっているので、県が指導的にそこまではやめてほしいとおっしゃるのか、それとも米原市さんと合意ができているのか、そのところを教えてください。

○事務局

米原市さんの意見をそのまま受け入れてしまうと、「産業の集積が見込まれており」という文言のつながりがおかしくなるということが 1 点あります。

住宅地については、確かに低・未利用地等の有効利用を図るといふかたちにはなりますけれども、最終的に、適切な配置とか誘導させていただきながら、周辺都市利用との整合を図っていただきたいなというところで落とさせていただいている。

ただ、米原市さんに、この案でいいかというところまでは、まだ確認は取れていません。また、法定の意見照会する前に一度、審議会のご意見も踏まえまして対応させていただきたいと思っております。

○恩地議長

低・未利用地「等」が入っているから、ほかでもいいのかなと読めないこともないような気がするが、また調整するということで。

○谷畑委員

それでは資料 2-2 の 24 ページでございます。29 行目に新たに網掛けで変更されておりますが、「大規模な森林開発を抑制するなど」が、「保安林の指定を積極的に進めることにより」に変更されておりますが、これは、県が積極的に保安林を指定していく姿勢を示されたものなのか。

いまたぶん各地域の現場では、残地保安林が非常に邪魔になっていたり、適正な開発をしようとしても、どうしても県の林務当局がそれを認めなかったりということで、非常に苦慮しているところがあると思うが、それをさらに保安林を拡大していこうとされるのかどうか、これをちょっと伺いたいと思う。

○恩地議長

いかがか。

○事務局

森林部局から頂いたご意見は、「森林法」上は、森林許可申請をされた場合、基準を満た

すものは許可しなければならないという文言になっているということから意見をいただいた。森林を守っていくような方策として何かございますかとお聞きしたところ、保安林の指定がいわゆる森林を守るというところにつながるということでこういう案をいただいた。

審議会の御意見も受けまして、関係部局と調整させていただきたい。

○恩地議長

この辺はほかの委員の方もいかがか。

○谷畑委員

県にそんな積極的に進める方針がないのに、ここで書き込むということは、本当に県の方針になって、いままで保安林でないところにも無理やりかけていくようなかたちになるのではないか。「適正に保安林を指定し」とか、そういうことではないか。

○恩地議長

この辺はいかが。地元の状況も分かりますけれども、もっとう、日本全体からの見方もあるかと思うが、如何か。「適正に指定を進める」というような表現のほうがよろしいということか。

○谷畑委員

「して行う」というような表現で。

○恩地議長

そのあたりも事務局で検討願いたい。

○谷畑委員

お任せする。それから、資料 2-2 の 33 ページです。道路の緑化問題について 24 行目から書いてあるが、「道路緑化の推進による良好な道路景観の形成を図る」とある。

いま現場においては、緑化した道路の維持管理経費がまったくなくて苦慮している。こちらに来る途中の道路の両脇は、セイタカアワダチソウのグリーンベルトになっているが、そのような現状を含め、さらにこれを進めるのかどうか。

むしろ日本などは、周辺に緑がものすごくあふれているので、道路緑化ということを県が推し進めるのかどうか。これを方針としていいのかどうかということはある。

○恩地議長

このあたりはどうお考えか。

○谷畑委員

これは県の施策の方針なので、調整をしていただけたらと思う。

○事務局

確かにおっしゃるように、維持管理の問題はなかなか予算的にも厳しいので、完璧な管理ができているかと言われれば、そうではない部分もあると思う。管理については、企業さんや地元の皆さんにお願いしてやっていただいている部分もあります。道路景観については重要だと思いますので、どのようなかたちで良好な道路景観を図っていくかについては、道路部局と相談させていただきながら、検討させていただけたらと思います。

○恩地議長

ここは予算との絡みも含めて、現実的な表現に改めるかもしれないということで、お任せいただくということによろしいか。

○谷畑委員

最後に資料 2-2 の 35 ページを「多様な主体の連携・協働による県土の適切な管理、有効利用」というタイトルに変えていただき分かりやすくしていただいたと思う。

ここで、7ページの方で、これに対応する「県土利用や多様な主体の参画」というところがあるが、そちらには、例として森林づくり活動や道路管理活動などがある。35 ページから 36 ページにかけては、この道路管理活動が書いていないので、こちらの方にも書かれた方がいいのではないかと思う。

○恩地議長

住民による道路管理活動というのは、具体的にはどんなことがあるか。

○谷畑委員

アダプト制度というようなことで、家の前だけ草刈りをするとか、そういうことを県が進められている。

○事務局

建設業界も同様の活動を行っていただいている。もちろんボランティアというかたちだが、道路の維持管理をやることによって県の入札参加資格上の加点を得るといったような制度もある。

○谷畑委員

県道沿いに看板が立っていて、ここの区間は、どこどこ工業が管理していますとか書い

である。

○恩地議長

市民というよりは、企業の方か。

○事務局

市民の皆さまは、河川の維持管理活動を積極的に行っていただいております。

○恩地議長

それは何かイメージしやすい。

それでは、御意見について対応をお願いしたい。ほかの方からも積極的にご意見を頂けたらと思う。

○清水委員

いまの道路の維持管理についてですが、資料 2-2 の 33 ページの 22 行目から「(イ) 道路」の項目に「維持管理については～多様な主体が道路を管理し、」とある。「(イ) 道路」の文書があると、どうしても維持管理についてはこの項目に入れておかないと、いまのような御意見がおそらく出てくるなという感じがする。あえて、またそれを 35 ページに「道路の維持管理」と入れると、ちょっと冗舌かなという気はする。

○谷畑委員

「多様な主体が」と書いてあるからですね。

○清水委員

はい。

○谷畑委員

構いません。

○恩地議長

そこはちょっとまとめていただく等の対応をお願いしたい。

国、市町の意見でだいぶ変わったところもありますので、その辺も、如何か。

○谷畑委員

一つ、質問よろしいか。

資料 2-2 の 34 ページの 34 行目に、「開発規模の大きなゴルフ場開発等については基本

的に抑制する」とありますが、この「等」は、何を想定されているのか。

もしくは、ゴルフ場開発はあくまでも例示で、「開発規模の大きな開発については」が主なのか。

○事務局

基本的にはゴルフ場開発を主眼としてここに置いているということはありません。第四次計画にあった文言を検討させてもらったというところがある。

○事務局

ゴルフ場につきましては、そういう一定、過去に開発が終わっているものを除いては、新規の立地は県としても進めないということで方針は固めております。ので。

ゴルフ場以外については、その都度、適切かどうかを判断していかないといけないと思います。

○恩地議長

民間のレジャー施設みたいなものがあるということなのか。

○事務局

ただ、民間のレジャー施設が森林にできるのか言われると、まあ、確かに現実的ではないというところもある。

○谷畑委員

むしろこの「開発規模の大きな」の、この「大きな」の基準がどれぐらいのものを指すのかというのが、ちょっと引っ掛かったので、「等」は何ですかということ伺った。どれぐらいのものを想定されているのか。

○事務局

ゴルフ場開発が盛んだったところを主眼に置いて、こういう文言にさせていただいている。具体的に何㎡以上がということではないが、ゴルフ場でいうと18ホールあるようなものは100ヘクタールとかの規模の面積が必要になってくると思われますので、そのような大きな開発については、森林保全等の観点から抑制すると、そのような思いで書かせていただいている。

○田中委員

例えば、墓地公園のようなものでは、どうなのか。

○恩地議長
なるほど。

○田中委員
これだけ高速道路があって、スマートインター等が出てくると、将来的にそういう可能性もまったくないとは言いきれないかな。

○事務局
想定されるかもしれない。

○事務局
そのような新たな何かが起こる可能性もあるので、一応「等」でくくらせていただいて、抑制方向にしている。新たな社会的な要請があり、大規模開発があるときに、そういうものも県としては含めていますよということで、「等」にしている部分もある。

○谷畑委員
結構です。

○恩地議長
大規模な土地利用転換というタイトルの中で出てくるので、大規模なものは全ていけないというわけでもない場合もあると思われる。まあ、ちょっとここも何か工夫ができるなら、していただければと思う。

もしなければ、突然で申し訳ないのですけれども、ここまで何回かにわたって審議会をやってきたので、各委員の感想というか、答申案についての感想でも構わない。これまでの審議の在り方についての感想でも結構ですけれども、何か一言ずつぐらいお伺いするのは如何か。急に申し上げて申し訳ないが。

順調にいけば9月26日に答申を出す。そのときに、知事に私の方からお渡ししますので、そのときにちょっと審議会の委員の先生方のご意見というか、ご感想も含めてお渡しできるというふうになるかもしれないので、何か頂ければありがたいと思う。浅見委員から。一言で結構です。

○浅見委員
このような審議会は、初めて出席させていただきまして、どのような手順で、どんなふうに何が決められていくのかというのを、いまいよいよ把握しないまま回を重ねてしまった。

後になればなるほど、この一言、一言の持つ意味だとか、意義の重要性というものが納

得できたのですが、最後になればなるほど、修文というかたちでしか修正できない。今回のことも含めて、事務局の方で次回に向けて参考にさせていただきますという意見がございましたが、次回、関わる機会があれば、なるべく早い段階から、次を見据えて意見を述べていきたいと思っております。

○恩地議長

事務局の方としては、何か全体的な進め方についてもちょっとまた工夫の余地はあるかなというようなことを私もちょっと聞きましたけども、その辺についてもご意見頂ければと思う。佐伯委員、如何か。

○佐伯委員

私の方はこのところ、勤務先の仕事の関係で欠席が多かったものですから、議論についていけなくて申し訳ないというところがある。もともとこちらに地縁がないものですから、むしろこちらの実情を学ばせていただくことが多かった。当県の景観審議会にも属しておりますので、そちらの方で、ここで得た知見もぜひ生かさせていただきたいと思う。

今日、お話を聞いて特に興味深かった点ですが、谷畑委員がおっしゃった保安林の指定の話で、私の知る限りでは、保安林の指定の要件はかなり厳格ですので、新たに積極的にやるのはなかなか難しいのではないかと。水源の涵養のために、当県で特に必要性の高いところ等の実情もいずれ知ることができたらいいなと思った。

○清水委員

今日の議題の2番目の議論をする前に、大きな修正は控えましょうと会長からお話があって、それはそれでいいと思って審議が進んだと思う。

一番初めに基本構想の議論をして、もう少し基本構想の議論をするのだろうなと思っていたら、次の委員会で、今度は基本方針の議論になって、もう少しその基本方針、基本構想を議論するのだろうなと思っていたら、具体的な文章が出てきた。

タイムスケジュールを考えるとしようがないのかもしれないが、もう少し、初めの基本構想や基本方針の方に回数と時間をかけて、これでいいですねとなった上で次へ進みかけたかなというのが正直なところ。

○恩地議長

何回もフィードバックしながら議論を深めるということがあると、もうちょっと違った答申になっていたかもしれない。

○田中委員

私も30年ほど前は、ある市町の職員でございました。国土利用計画法第23条の届出な

どを中心にさせていただいて、この国土利用計画も県から何回かお話を受けて、担当部局としていたのですが、まだそのときは全然権限もない、使い走りの職員でありましたから、あまりよく分からなかった。

でも、この「国土利用計画法」と個別規制法との関係は、県の方から、当時からいまでも示されていたので、上位法がこういうふうになって、これに基づいて実施すれば、すごくいいものになるのだろうなと思っていたのですけれども、関係部局は個別法の認識の方が強くて、そちらは熱心なのですけれども、こちらの方になると、あまり熱心ではないというのが当時の私の感想でした。

関係部局がもう少し、個別法の熱心さと同様に、「国土利用計画法」にも熱心になっていただいたら、もっともっと素晴らしいものになっていくのではなかろうかというのが、いまの私の思いです。

○恩地議長

その辺のつながりが、もうひとつまだ見えないというか、個別法と全体がどうお互いに作用し合うのかが分からないところがあるかもしれない。

○安田委員

資料 2-2 の 26 ページの表 1 で、農地が減って森林が減ってというのは、その辺は将来的には減るのは当然かなとは思っていますが、人口が全国的に減ると言われているのに宅地が増えるのはどういうことかなと、ちょっと理解に苦しむところがあって、その辺を教えてくださいたいと思う。

○恩地議長

その辺は疑問としてあると思うので、なぜ人口が減るのに宅地が増える計画をつくるのが必要なのかということ、ちょっと事務局に説明願う。

○事務局

一つあるのは、住宅地は世帯数の影響を受けると一般的に言われているということがあります。人口は減るけれども、世帯数は滋賀県においても今後伸びていく予測が示されているので、世帯が増えてくれば住宅地もその都度増えていくのではないかということ。併せて、今後、良好な住宅環境整備等もあり、広いところに住まわりたいというようなご希望もあるかと思しますので、そういったことにも資するかたちで、住宅地についてはある一定増えていくだろうということで、宅地については増加というふうさせていただいています。

○恩地議長

一人当たりの住宅面積が増えることも想定される。

○安田委員

世帯数は増えるのか。

○事務局

世帯数自体は、社人研の推計でも増えるとされています。

○安田委員

分かった。

○恩地議長

あと、たぶん、地区の公園をつくったり、公園がないところに公園をつくったりもしなければならぬ。そうすると、どうしても宅地が必要になる。

○安田委員

公園も宅地の内か。

○恩地議長

そういうこともあるのかもしれませんが、ただ、いつまでも宅地が増え続けるというのはおかしいですね。ですから、どこかでやはり横ばいというか、減っていくこともあるかもしれないと思う。

○事務局

積極的に増やしていくという意味ではなくて、やはり、空き家活用とかも含めてという意味だと思っております。

○深町委員

私自身も出席回数が少なくて、大変申し訳なかったと思う。

こういう基本的な土地利用計画というのはとても大事である。ただ、こういう計画を立てる上での基本的な情報といえますか、誰がどういう土地を持っているかのような情報とか、森林や農地もそうですけれども、公的にも、地域の中でも正確に把握されにくい状況がある。

例えば生物の多様性についても、滋賀県全体の生物多様性はものすごく大ざっぱなことは分かるのですが、地域地域で本当は大事な固有のものがあるとか、具体像に差し迫れば迫るほど、何か不透明で、解決策が見えない状況というのが、あると思う。そういうとこ

ろをうまくつないでいって、現実の社会としてしっかり対策なりできるということも、私自身も自分ができることで考えていきたいと思う。

自治体も、県はすごく一生懸命やっていたらと思うが、例えば今回の資料にあるような案に対する意見でも、市によって温度差もあるように思う。先ほど田中委員がおっしゃっていましたが、このような、漠然としてつかみきれていないものが実は非常に大事だということ胸に置きながら、これからも取り組んでいけるといいなと思った。

○恩地議長

これは全体的な御意見があったような気がする。積極的に県民に土地利用に関する情報を提供したり、あるいはいろいろな意見を聴取したりということ、どこかに多少書いてあった気はしますが、あまり柱には上がっていなかったような気がする。その辺を入れるというのは難しいか。大事な視点のような気もする。多様な主体が参画しろといっても、情報もなければ参画しようがないと思うが。

○事務局

私どもは地積調査も担当させていただいて、特にいま森林の所有者が誰であるのかとか、お年寄りが持っておられた情報がだんだん分からなくなっている状況についてはとても懸念を持っています。そういうことも含めてということですか。

○深町委員

公的な部分もあるし、地域の中で伝承されているものもあるし、両方がやはりうまくバランスが取れて、分かっていると、次はどうしたらいいかという方向になるかと思う。だが、そういう情報が正しく共有されていないと、全然現実と違う方向に力を注ぐことになってしまうということもあると思う。

○事務局

ありがとうございます。折しも10月は土地月間ですので、いま委員がおっしゃってくださったような、いわゆる本質的なところ、あるいはその土地にどれだけ関わるかという住民さんへの思いの喚起みたいなものが、多様な主体の連携に関わってくると思う。

もし、そういうところに書き加えられるようでしたら、そういうところもまた考えていきたいと思います。

○恩地議長

その辺も少し、ちょっと強めに書いていただけるといいのではないかと思います。

○事務局

資料2-2の35ページですけれども、「(8) 県土に関する調査の推進」の最後の段落に、

「県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるために、県土に関する調査を」というのが主眼ですけれども、「調査結果の普及に啓発を図る」というようなことも、ここには書かせていただいていますので、こうした中でも、いまおっしゃったような土地に関する情報の発信というようなことは考えていきたい。

○恩地議長

土地利用の仕組みとか、あるいは県としてもこういう土地利用についての計画を持っていろいろとやっているということについて県民に理解してもらおうとか、それに県民がこんなふうに参加する機会があるとか、そういった情報をちゃんと提供するということが大事だというお話かなと思うので。

○花房委員

感想だが、滋賀県がきれいな県であり、県民が住みたくするような土地利用がされればいいなと思います。

その中で、土地利用の変更というのは、将来的に見て割合はそう多くはないと思うが、その中で、各地域で本当に有効的に土地利用がされているのかなと思うときがある。

例えば、農業地域でいうと、担い手がどんどんいなくなっている。仕事がなくなっている。私は職業柄、就職支援も手がけているのですが、農業の担い手がないところで、もう田んぼ、畑がつくれずに、そのまま放置されているところはだんだん増えてきているのというのを現地の農家の方から聞いている。

いまある農地や森林が十分に利用されているのかどうか。そこへもっと労働力を持っていけないのか。求人はたくさんあるのですが、満足するような求人がない。ただ求人倍率1・0を超えたからいいというものではなくて、仕事をしてすぐに辞めてしまうような仕事では困るので、そういったところに土地利用と就職の機会等と一緒に持っていけないのかなと思う。

それから、道路の環境整備でお金がたくさん要ることがあって、企業さん等が、早朝、草刈り等をしながら、きれいに整備しておられるのを見ると、ああ、なかなかいいなと思う。ああいうものをもっとどんどんあちこちで、企業さんに対して特典をもっと付けていけば、増えると思う。

そういったところにボランティアも含めてどんどん参加していけば、地域の高齢者でも、時間がある人は、ちょっと一緒になって草むしりでもしようかという人も結構出てくると思う。

各地域でいろいろな人がそういう声を上げて、予算を使うべきところは、雇用の創出に合わせながらということやっていけばいいのかなと思う。

会議の在り方ですが、先ほど清水委員もおっしゃいましたが、ポイントが非常に広くて、なかなかついていけないところもある、基本構想ではもうちょっとポイントを絞

って、そこに対してもうちょっと深く掘り下げた方がいいのかなということを感じた。

○恩地議長

いろいろな審議会の進め方とか、貴重なご意見であった。産業とか、多様な主体が参画することについても、もうちょっと具体的な踏み込みがあるといいということもあるかと思う。

○丹羽委員

公募委員として出席させてもらったのですが、一言で言うとかかなり幅が広くて難しいなというのが率直な意見。幅広いけれど、すごく大事なことから、その分、いろいろな各界の方が集まって審議されているかと思うが、例えば県民に対して、これが新しく変わりましたというときに、これができたことで何の役に立つのかというのが、大まかの人が思うことではないかと思う。ちょっと視線が高いとまでは言わないが、ちょっと温度差があるのかなと、ふと率直に思った。

○恩地議長

これは、先ほどあった情報提供というか、これをどう理解してもらおうかということの工夫かと思う。大事な視点かと思う。

○谷畑委員

この国土利用計画は、あくまでも総合的な計画なので、端から端までの政策がこの中に織り込まれるということになるのだろうと思う。とりわけ国においては、全国総合開発計画や、その後継である国土形成計画、また、それと対になる国土利用計画というかたちで、それぞれの各省庁がやってきたことを取りまとめて、総合的な方向性をつくるということで、この計画自体は、全体を総合するためにつくられた計画の一つだったということだと思う。

ただ、この計画を国土交通省が所管をしながら、全体として統合していく方向性になっていますので、それは非常によいと思うが、これから必要なのは、それを地方自治体でどれだけ受け止めて、自分たちのものにしながら、自分たちの地域をどのように形成していくのか、どのように守っていくのかということをも十分に考えていくのかということだろうと思う。

そういう意味でいうと、他の委員が言われたように、基本構想や理念のところを十分に議論しながら、全体の方向性をつくっていくということは今後必要なことだろうと思う。

個別計画との関係性は、土地利用基本計画の審議でもあったように、国土利用計画から土地利用基本計画に下りて、そこからさらに個別に行きますので、個別の計画との関係は、大まかに計画が傘を被せ、その中で個別が関連していく。

だから、逆にいうと、審議会まで上がってきたときに、初めて不整合が見つかって×になるということがないように、それぞれの行政体が必死になって調整をしていくことで、全体の調和が取れていくのだろうと思うので、ここでの理念をきちんと決めておくという事は、非常に大事な事なのかなと思っている。

それから、この計画をつくったときの思いとしては、やはりこれからは撤退戦だということである。撤退戦というのは、攻めるときにはどんどん攻めていけばいいが、撤退するときには、全体の戦線を見ながら、総崩れにならないように少しずつ後退していかなければならない。そのときには全体を見る目が必要である。

そういった意味で、最初からしつこく言っていましたけれども、県の総合戦略との整合性はどうか、中期計画との整合性はどうかということをお口酸っぱく言わせていただいたということである。

要するに県の覚悟として、この滋賀県の土地利用をどうしていくつもりなのかということ全体として考えていただきたい。市町にもそれは影響することなので、今日は欠席ですが、宇野委員と同じような思いとして来させていただいています。

それから、先ほど担い手のお話があったが、実は一律的に規制をかける国土利用計画とは反対の方向性になるのだが、これからは地方創生の時代ですので、一律的に担い手を見つけていくということではなくて、それぞれの地域地域で知恵を使いながら、その地域らしい次の地域の担い手をつくっていかなければならない。

そういう上から被せていく計画ではなくて、下からそれぞれの特色を生かして積み上げていく時代になってきているということも、実はこの国土利用計画をつくる際に注意しておかなければならないところだったなと思っている。

あまり厳しい規制をかけることも避けなければならないし、かといって全体の調和というか、整合性を破壊するようなこともないようなかたちでつくっていく必要があったのだろうなと思っている。

○恩地議長

さまざまなご意見を感想も含めて頂いて、ありがとうございました。

ここで、だいたい質疑応答を終了したいと思いますが、ないようでしたら、これで終わらせていただければと思います。

前半部分の方で頂いた御意見、それから後で感想も含めて頂いた御意見、いろいろな御意見を頂いたが、その御意見をできるだけ踏まえて、修正案を事務局の方で作成し、近日中に各委員に送付いただくということにさせていただきたいと思う。

その修正案について、再度御意見があれば頂ければと思います。再度御意見を頂いたものについては、僭越ですけれども、最後の調整は私の方に御一任いただきたい。

今日頂いた御意見が適切に反映されるという前提にはなりますけれども、この答申案を適当と認める旨を答申することとしてよろしいか、お諮りしたいと思う。よろしいでしょ

うか。

○過半数以上の委員

異議なし。

○恩地議長

ありがとうございます。

それでは、滋賀県国土利用計画の改定についての諮問につきましては、答申案は適当と認め、知事に答申するというに致したいと思う。なお、答申の文案につきましては、僭越ではございますが、私にご一任いただくというふうをお願いしたいと思う。

以上をもちまして、本日予定されておりました議事は全て終了となる。円滑な議事運営にご協力いただきありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局 審議会の委員の皆さま、どうもありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして山崎課長からお礼を申し上げます。

4 閉会

謝辞（山崎県民活動生活課長）

○事務局

それでは、今日頂きました御意見につきましては、もう一度、皆さまの方にお返しをさせていただきます。答申までに調整を図らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、第68回滋賀県国土利用計画審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。